平成２８年（フ）第３１号
宮崎県日南市大字宮浦406番地
債務者　白石　　唯
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第６３号
鹿児島県出水市野田町下名4236番地１
債務者　兒島　桂子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
鹿児島県出水郡長島町鷹巣72番地
債務者　岩下　季世
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
石川県加賀市山代温泉ホ83番地３　パールハウス７号室
債務者　喜田　敏一
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２８号
石川県七尾市和倉町カ部６番地４
債務者　松浦　幸二
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１４１号
福井市和田中１丁目1518　コーポ青山306号室、住民票上の住所福井市春日２丁目７番17号
債務者　教導塾こと　生田　恵明
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢1048－１　明美寮118、住民票上の住所横浜市青葉区みすずが丘11番地10
債務者　三厨菜津子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第３３号
高知県宿毛市中央７丁目２番９号
債務者　小堀　誠司
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２７２号
大分市大字鴛野968番地の１（ソムリエビル306）
債務者　足立　裕也
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1371番地12
債務者　小松佐亜矢
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８７３号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目８番地の３　市営新田辺荘２棟211号
債務者　近藤　　歩
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１２号
熊本市中央区迎町１丁目７番24―103号　グランピアマンション
債務者　桑原　正弥
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１７５号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目１番７号
破産者　株式会社新環境サービス
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市松崎地生63番地２　市営鶴巻住宅67号、商業登記簿上の本店所在地宮城県気仙沼市本郷12番11
破産者　くまなお商事株式会社
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第９２６号
福岡市中央区大宮１丁目７―14
破産者　株式会社Ｂｅａｕ　ｔｅｍｐｓ
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県宝塚市中野町14番５号
破産者　ＹＣ坂本販売有限会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県宝塚市谷口町２番19号
破産者　坂本　孝典
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係